

令和4年3月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年3月18日(金)

開会 午前9時31分

閉会 午前10時

2. 開催場所 鳥栖市役所2階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

11番 脇 善治 委員 1番 有馬 秀利 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	12件
議案第2号	農用地利用集積計画について	23件
議案第3号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	11件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 2名

議長

それでは、ただいまより令和4年3月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をしております。

また、本日の議事録署名委員には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により議席番号11番〇〇〇委員と議席番号1番〇〇〇〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏をお願いいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について12件、29筆でございます。

議案第1号、番号1の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、3筆、賃借権設定について8件、20筆、使用貸借権設定について1件、6筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、市街化区域の農地の転用届を提出された譲渡人から隣地で耕作を行っている譲受人への、残地農地の所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、5反以下であり下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項、下限面積制限の例外として、その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する農地と一体的に利用しなければ、利用することが困難と認められる農地について、その隣接する農地を現に耕作している者が取得する場合には下限面積に達しなくとも認められるとあります。

当該申請地には接道がなく、譲受人が現在、耕作・管理されておりますので、下限面積の例外規定に該当すると判断をし、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えておられた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、農業廃止を考えておられた譲渡人から、経営

規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○委員。

11番委員

11番の○です。

譲受人ですね、○○○○君ですが○○町にも買った農地を持っておりますが、○○町でいうと何も作付をしていないということで、耕作面積は記載のとおり面積があると思うんですが、ちょっと事務局に質問なんです、野帳ベースで構いませんのでどれだけ作付をしているのか分ければ教えていただきたいと思います。

議長

事務局お願いします。

事務局

農林課の野帳により確認をしましたところ、耕作面積につきましては約51,000㎡ありまして、そのうち作付面積につきましては約2,400㎡となっております。

以上になります。

11番委員

面積の約半分ほどは作付をされているということなんです、地元の推進委員さんともこの件に関して話をしまして、前任者、前任ですね。前のときは、○○君から作業日誌等を提出させていたという話を聞いております。

ちょっと私はその場所にいなかったもので、話を聞いてちゃんと作付をしているかどうかというのを確認していたという話を聞いております。○地区も、○○町以外でも農地パトロールをしておりますと草が生えていて、管理だけをしているところの農地もあります。

以前——ここには、いらっしゃいませんが——事務局に確認したところ、管理さえしてくればいいという話もお伺いしましたが、実際に経営規模の拡大ということなんで、半分しか作付をしていないのであれば、ほかの、今持っている農地にちゃんと作付をしたならば経営規模の拡大と言えるのではないかと自分のほうは思います。

ですので、ちょっと推進委員さんと話をしまして、○○町の生産組合長ともこの件に関しては相談をさせてほしいということで、できればこれは次回に持ち越して、採決をとって

ただきたいと。また、そのときに、生産組合長とお話をした結果をまた定例会の中で発表させていただいて、皆さんに判断をしていただきたいというふうに思います。

議長

ただいま、○委員のほうから番号3の件について、いろいろ質疑等をいただきましたけれども、この件につきまして、今日決定をするということではなくて、地元の生産組合長さん、また前の関係者も関係あるかと思えますけれども、その辺の方々との協議もしながら次回に決定をさせていただくということで、ようございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、それでは、議案第1号、番号3の案件につきましては、次回の委員会に再度お諮りをするということでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、議案第1号、番号4から番号11の案件につきましては、関連することでございますので一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページから3ページをお願いいたします。

議案第1号、番号4から番号11の案件につきましては、市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定でなく農地法第3条での賃借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4から番号11の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議案第1号、番号4から番号11の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の対象が私でございますので、議長を交代し審議終了まで退席をさせていただきます。また、次の番号12の案件につきましても同様となりますので、その間、議長を○○○○会長代理をお願いいたします。

○○会長代理、よろしく申し上げます。

(4番委員退室)

議長（会長代理）

それでは、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第1号、番号4から番号11の案件についての質疑を求めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4から番号11の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号12につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第1号、番号12の案件につきましても市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定でなく農地法第3条での使用貸借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号12の案件についての説明とさせていただきます。

議長（会長代理）

事務局の説明が終わりましたので、議案第1号、番号12の案件についての質疑を求めます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号12の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長のほうと交代いたします。

(4番委員入室)

議長

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について23件、48筆でございます。議案第2号、番号1から番号23につきましては、一括して審議をいたしますので、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページから11ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により23件、48筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、11ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が5万7,823平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が44件、5万4,241平方メートル、使用貸借権が4件、3,582平方メートルとなっております、総合計48件、5万7,823平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人22名、借人19名、申請枚数は23枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議案第2号、番号6、番号8、番号20の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次、委員の退席を求めます。

まず初めに、番号6の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

それでは、議案第2号、番号6の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号6の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、議案第2号、番号18について審議をいたします。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(6番委員退室)

それでは、議案第2号、番号18の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号18の案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

それでは次に、議案第2号、番号20について審議をいたします。

〇〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは、議案第2号、番号20の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号20の案件について、承認することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8 番委員入室)

それは次に、議案第 2 号、番号 6、番号18、番号20を除く案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 6、番号18、番号20を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号を議題といたします。

議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について 1 件、3 筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて 1 件、3 筆のあっせんの申し出がございました。

詳細については、別冊資料 1 の農地移動適正化あっせん事業調書を御参照願います。

別冊資料の 1 ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。農地の位置については、2 ページの地図のとおりでございます。御確認のほうをお願いいたします。

議案第 3 号は、〇地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇〇農業委員、〇〇〇推

進委員を指定したいと考えております。

皆様の御承認の後、あっせん委員として活動していただくこととなります。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、13ページから14ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが11件、14筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員の皆様の御目通し方、よろしく御願いたします。

次に、その他の事項で、委員の皆さんから何かございましたら。

はい、〇〇委員。

3番委員

今日、議案第1号の中で保留事項が一つ、あると思うんですけど。今までそういう事例があんまりなかったかなあと、保留するっていうですね。

なので、今日委員会終わってからも結構ですので、少し〇委員から話を聞きたいなと思

います。

議長

ほかに、ございましたら。（「終わってからで結構です」と呼ぶ者あり）

はい、了解しました。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

事務局は。

事務局

事務局のほうから、1件御報告をいたします。

農林水産省より、農業委員会による最適化活動の推進等について通知がありまして、令和4年度から、農業委員・推進委員の最適化活動につきまして、目標を掲げ、実施状況、達成状況について、点検・評価を行うよう変わってまいります。

最適化活動については、これまでも活動実績、成果実績に応じて、年度末に農地利用最適化交付金が交付されており、報酬に上乘せする形で農業委員・推進委員の皆様にお渡しをしておりますが、令和4年度からは、これまで以上に、活動実績が重要になってくると思っております。それに伴い、毎月、活動日誌を提出していただいておりますが、4月から様式を変更するように考えております。

また、今年度の農地利用最適化交付金につきましては、来月、4月中旬頃に振り込む予定にいたしております。

最適化活動の内容や交付金の振り込みにつきまして、詳しくは、後日文書でお知らせをしたいと考えておりますので、確認をお願いいたします。

なお、令和3年度、本年度の活動日誌につきましては、活動の集計が必要となってまいりますので未提出の分がある方につきましては、早めの提出をお願いいたします。

以上、事務局からの報告になります。よろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。なかなか活動日誌を書くのが大変でございますけれども、今度、様式が変わるということで、私もよくは見ておりませんので、あんまり重荷にならないような様式になっているといいのかなということで思っております。

ほかには、ないようですね。

(発言する者なし)

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和4年4月20日、水曜日、午前9時30分より、本庁の3階大会議室で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____